平成２６年（フ）第７８８号
埼玉県川口市上青木３丁目12番35号
債務者　江原　朋子（旧姓佐々）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１１号
さいたま市見沼区東大宮７丁目70番地３　砂サンシャインシティ３番館702号室
債務者　三井　肇
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
埼玉県八潮市八潮７丁目18番地17　オーハラハイツ205、旧住所埼玉県八潮市緑町２丁目20番地１　ルミナス八潮1214号室
債務者　高廣　隆章
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
埼玉県越谷市東町３丁目25番地３
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５０８号
千葉県船橋市大穴南１丁目９番11号　ブルースカイハイツ202号
債務者　根本恵津美
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
香川県仲多度郡琴平町869番地１　琴参荘221号室、申立時の住所高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｂ５―104号
債務者　刈谷　亜美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３４号
高知市葛島１丁目６番８号　ロイヤルガーデン302号
債務者　加藤　建也
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４２号
高知市与力町６番29号　ルミナス与力301
債務者　鈴江　正則
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４９号
高知市春野町弘岡中1016番地
債務者　古味由美子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５６号
高知市朝倉己801番地１　コーポマルニ101号
債務者　大原　正美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７８号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―204号
債務者　山田　里恵
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６０号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺３番地の341108
債務者　松下　景子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３２３５号
大阪市都島区高倉町１丁目４番31号　ハイツしんめい506号
債務者　原田　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３４３号
大阪市東成区中本３丁目17番10―410号
債務者　伊東　智和
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２４号
大阪府守口市佐太西町２丁目８番12号先
債務者　濵井　昌和
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４３９号
大阪府守口市八雲東町２丁目22番７号　101号
債務者　川口　朋也（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部